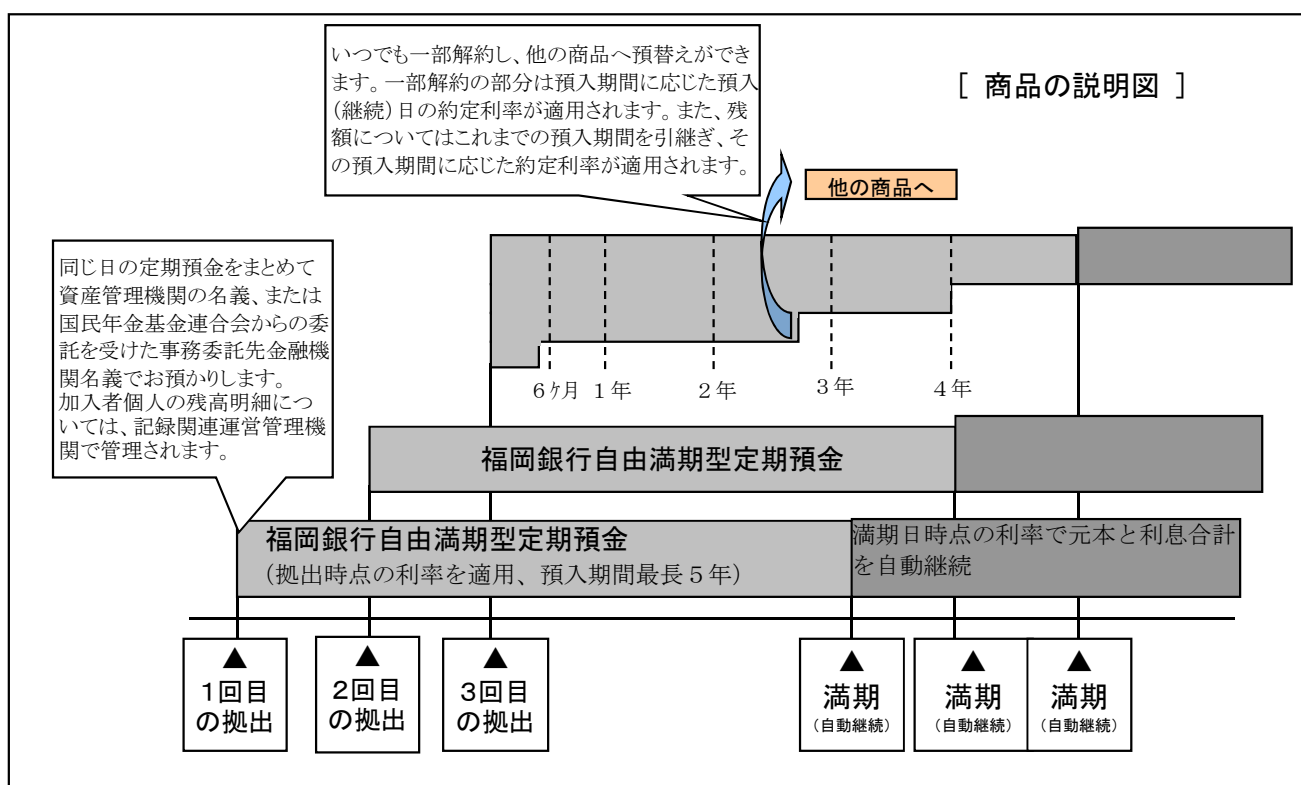


銀行預金 商品概要説明書

項目	内容
1. 商品名 愛称	福岡銀行自由満期型定期預金
2. ご利用者	当商品を選定されている確定拠出年金プランの加入者および運用指図者の方 (ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります。)
3. お預入れ期間	最長5年
4. お預入れ方法 お預入れ単位	当制度における拠出金または他の運用商品の売却資金によりお預入れができます。 1円以上 1円単位 (上限はありません。)
5. 利息 適用利率	● 預入日の預入期間<下記8段階>に応じた利率 (以下「約定利率」といいます。) が、解約日 (一部解約の場合は一部解約日) または最長預入期間 (5年) 経過日まで適用されます。 (預入期間が1ヶ月未満での解約の場合は、解約時の普通預金利率が適用されます。) <預入期間> ① 1ヶ月以上3ヶ月未満 ② 3ヶ月以上6ヶ月未満 ③ 6ヶ月以上1年未満 ④ 1年以上2年未満 ⑤ 2年以上3年未満 ⑥ 3年以上4年未満 ⑦ 4年以上5年未満 ⑧ 5年 ● 適用金利は毎月第1月曜日に見直します。
利息計算方法	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算をもとに、6ヶ月複利の方法で利息を計算します。
利息のお支払い方法	最長預入期間 (5年) 経過日に利息を元本に組み入れて継続します。
6. 払戻し方法 一部払戻し	● 当プランで選定されている他の運用商品の購入資金に充当するためであればいつでも払戻しことができますが、確定拠出年金法令で定められている一定の給付事由以外は現金でのお引出しはできません。 ● 最長預入期間 (5年) 経過前に解約される場合の利息は、預入期間 (預入日から解約日の前日まで) に応じた預入日の約定利率により計算し、元本とともに支払われます。 ● この預金については元本の一部について解約の取り扱いができます。 ● 一部解約をする場合、その利息は預入期間 (預入日から一部解約日の前日まで) に応じた預入日の約定利率により計算し、解約元本とともに支払われます。 ● 一部解約後の残金については、それまでの預入期間が継続されます。
7. 手数料	ありません。
8. 課税関係	● 確定拠出年金制度においては払戻し時および継続時の利子所得に対して課税はされません。 ● 加入者および運用指図者の方の年金資産残高に対して約1%の特別法人税等が課税されますが、その適用については現在凍結されています。
9. 利益の見込み 損失の可能性	● お預入れ日 (または継続日) から5年後の満期日に、解約の申し出がない限り、約定利率で計算した利息を元本に組み入れて自動継続します。また、お預入れ期間の途中で期限前解約 (一部解約を含みます。) した場合でも、お預入れ期間に応じて、預入 (継続) 日の約定利率により計算した利息と元本をお支払いします。 ● 商品提供金融機関 (福岡銀行) の破綻時において、預金保険制度の保護範囲を超える元本および利息について保護されないおそれがあります。

(運営管理機関) リそな銀行

項目	内容
10. セーフティ ネット情報	<ul style="list-style-type: none"> ● 本商品は預金保険の対象になっています。 【保護の対象預金と保護の範囲】 金融機関毎に、当座預金などの決済用預金^(※)を除き、1預金者あたり元本1,000万円とその利息となります。 (※決済用預金……「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たす預金) ● なお、金融機関名義の預金は、預金保険の対象外となりますが、確定拠出年金制度の資産管理機関名義、または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関名義の預金については、加入者の個人別管理資産額に相当する金額の部分を当該加入者の預金に係る債権とみなして預金保険制度の保護の対象としております。 ● ただし、福岡銀行に本商品以外の預金があるときは、その預金を優先し、本商品と合計で元本1,000万円とその利息が保護の範囲となります。
11. 持分の計算方法	現在のお預入れ残高が個人別管理資産額の持分に相当する額となります。なお、加入者の個人別持分は日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー社(記録関連運営管理機関)により計算・管理されます。
12. その他ご留意 いただく事項	お預入れされている預金のうち、満期が到来する預入分については当該満期日の2営業日前から満期日までには払戻しの運用指図(スイッチング)をお受けすることはできません。
13. 商品提供機関	株式会社福岡銀行



(運営管理機関) リそな銀行

- ◆ 当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該銀行預金の勧誘を目的とするものではありません。
- ◆ 上記商品内容をご確認のうえ、確定拠出年金法第24条に基づき別途ご提供する上記商品の過去の適用金利推移と併せて、ご自身で投資判断を行っていただきますようお願いいたします。